

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第3項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第107条第2項（免許証の返納等） 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等）
審 査 基 準： (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)
標 準 処 理 期 間：県運転免許センター、石巻、古川、仙南運転免許センター及び気仙沼警察署にあつては即日、気仙沼警察署以外の警察署にあつては14日
申 請 先：県運転免許センター、石巻、古川、仙南運転免許センター又は警察署交通課
問 合 せ 先：警察本部運転免許課（電話022-373-3601）
備 考：